

福島市屋外広告物条例等が一部改正となります

～有資格者による点検と点検結果の提出が必要となります～

近年全国的に、適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、建物に取り付けられていた広告物が落下し、歩行者を直撃する事故等が発生したこと等を背景に、屋外広告物の適正な管理がこれまで以上に求められています。

このような状況を受け、国土交通省が作成している「屋外広告物条例ガイドライン(案)」について、安全点検などに関する規定を中心に改正がありました。

福島市でもこの改正や実状を踏まえ令和3年7月1日より福島市屋外広告物条例を改正します。

【主な改正のポイント】

1. 安全点検が義務化されます

屋外広告物の所有者、占有者は広告物等の劣化等の状況を点検することが義務付けられます。

(1) 点検の対象

建植広告物・壁面広告物・屋上広告物・電柱広告物等の全ての広告物

(※はり紙・はり札・立看板・のぼり旗・気球・車体広告・公共広告等は除く)

(2) 点検者の資格

広告物等の高さが4mを超える場合は、下記の資格を有する者に点検を行わせなければなりません。

- ① 屋外広告士
- ② 1級建築士又は2級建築士
- ③ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者

(3) 点検結果の報告

福島市で許可を受けた広告物を更新する場合には、更新許可申請の際に申請日より3か月以内に実施した点検の結果を記録した「安全点検報告書」を併せて提出することが義務付けされます。

《※裏面の「改正後の更新許可申請の流れ」を参照下さい》

2. 管理者の設置が義務化されます

許可を受けた広告物等の高さが4mを超える場合には、下記の資格を有する者を管理者として届出を提出することが義務付けられます。(※既に下記の資格者を管理者として届出ている方は不要となります。)

- ① 屋外広告士
- ② 1級建築士又は2級建築士
- ③ 職業訓練指導員、広告美術仕上げ技能士又は職業訓練修了者
- ④ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者

〈問い合わせ先〉 福島市役所 都市政策部 都市計画課 景観係 ☎024-573-4979(直通)FAX024-533-0026